

第11回県政インターネットモニターアンケート集計結果

静岡県内の世界遺産に関するアンケート

「ヤングケアラー」に関する意識調査

※グラフの中の「n」は、各設問の回答者総数を示す。

※各回答項目の割合(%)は、端数処理の関係上(小数第二位を四捨五入)、
合計が100%にならない場合がある。

○静岡県内の世界遺産に関するアンケート

静岡県では、県内2つの世界遺産である「富士山」と「韮山反射炉」について、その価値を保全し、後世へ継承するための取組を実施しています。今後の取組の参考にするため、皆様の関心度合いについて率直なご意見をお聞かせください。

○「ヤングケアラー」に関する意識調査

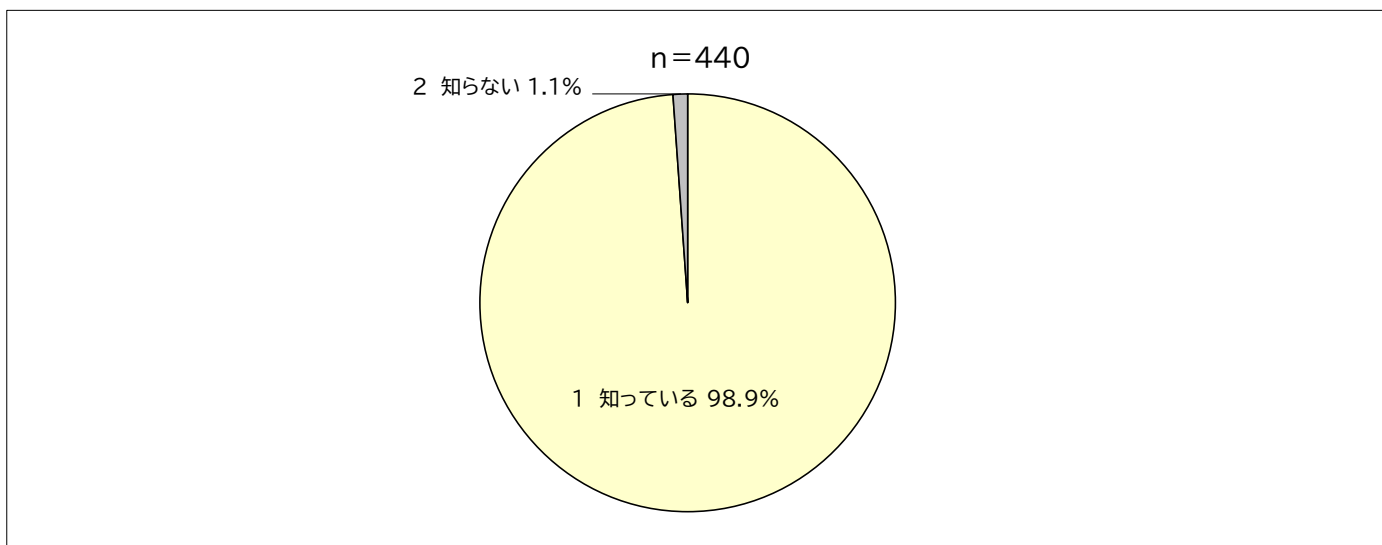
「ヤングケアラー」※に関する県民意識について把握し、今後の普及啓発等について検討する上で参考にさせていただくため、アンケートにご協力ください。

※「ヤングケアラー」とは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことです。(若者とは「おおむね 30 歳未満、状況に応じて 40 歳未満の者」です。)

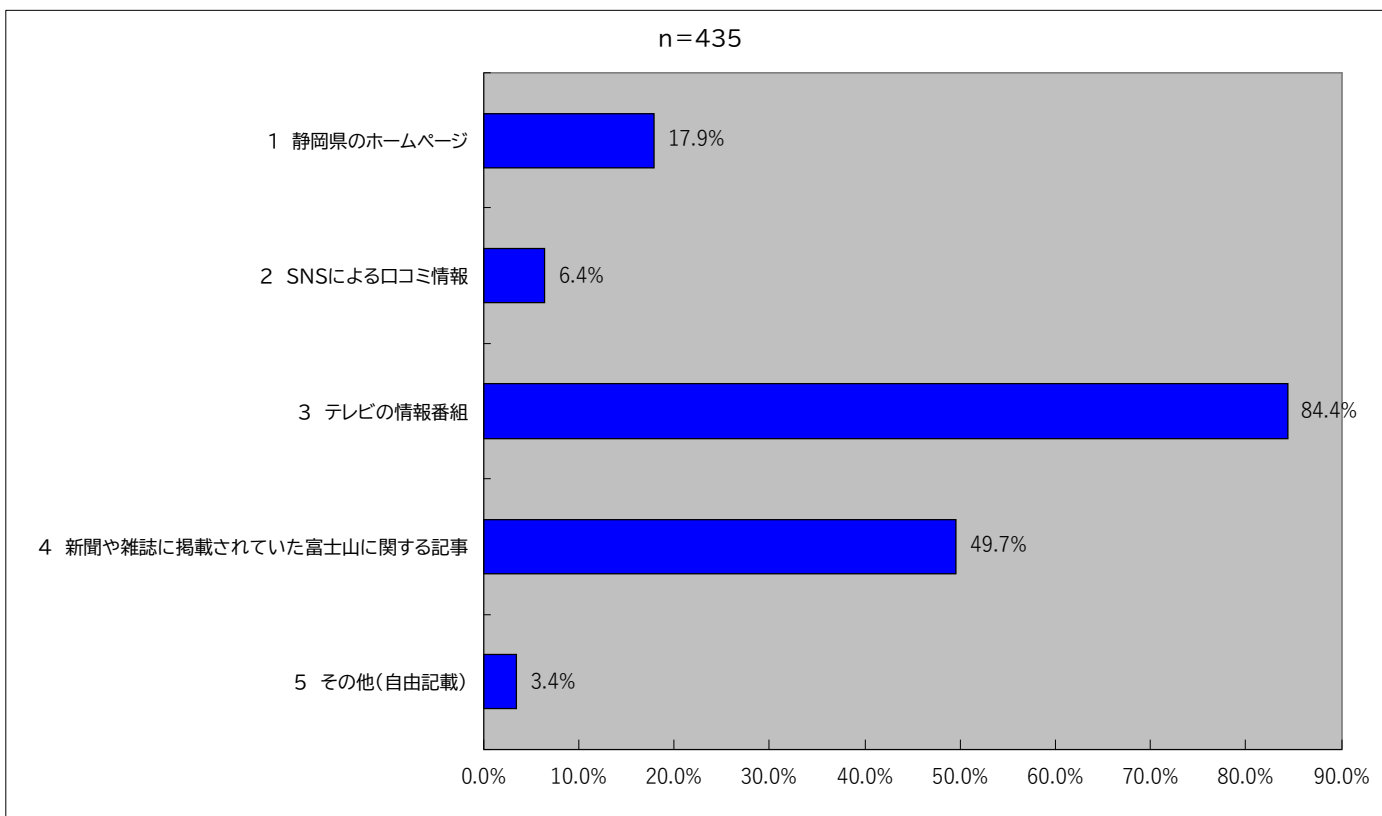
回答者数：440人（回答率：85.6%）			
	カテゴリー名	回答者数	%
性別	男性	180	40.9%
	女性	255	58.0%
	その他	5	1.1%
年代	10代	7	1.6%
	20代	39	8.9%
	30代	36	8.2%
	40代	74	16.8%
	50代	121	27.5%
	60代	86	19.5%
	70代	54	12.3%
	80代	23	5.2%
	90代	0	0.0%
住所	賀茂	3	0.7%
	東部	139	31.6%
	中部	160	36.4%
	西部	138	31.4%
	県外	0	0.0%
職業	自営業	34	7.7%
	会社員	142	32.3%
	公務員	15	3.4%
	パート・内職従事者	84	19.1%
	学生	31	7.0%
	無職	114	25.9%
	その他	20	4.5%

○静岡県内の世界遺産に関するアンケート

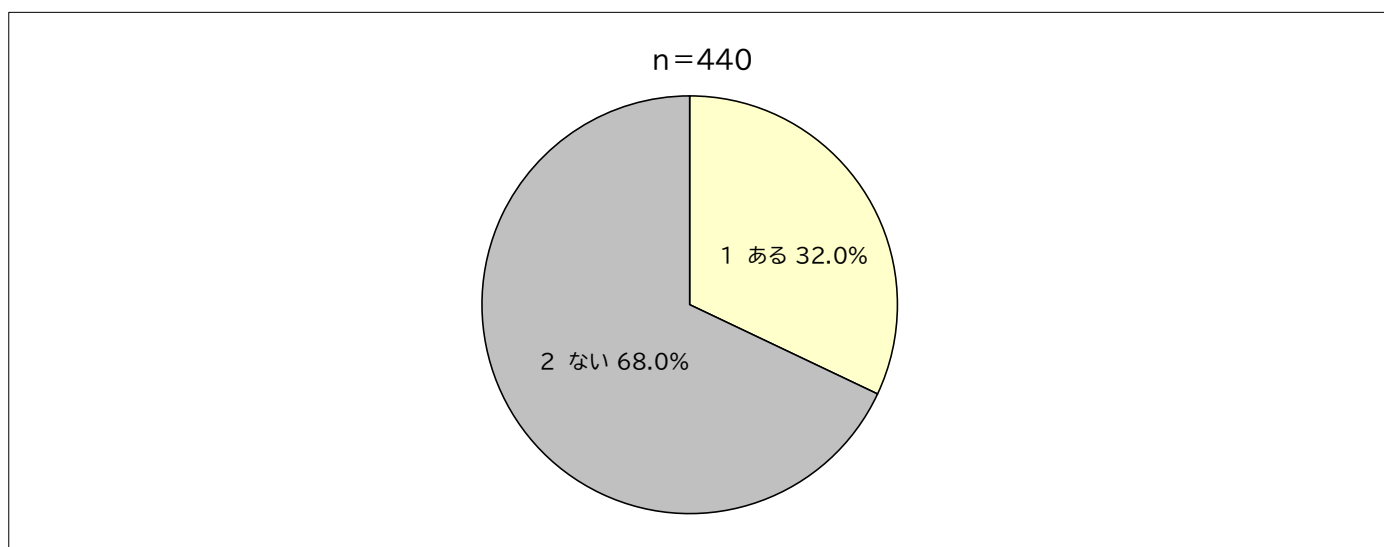
問1 富士山は平成 25 年に世界文化遺産に登録されました。あなたは、富士山が世界文化遺産として登録されていることを知っていますか。(回答数は1つ)



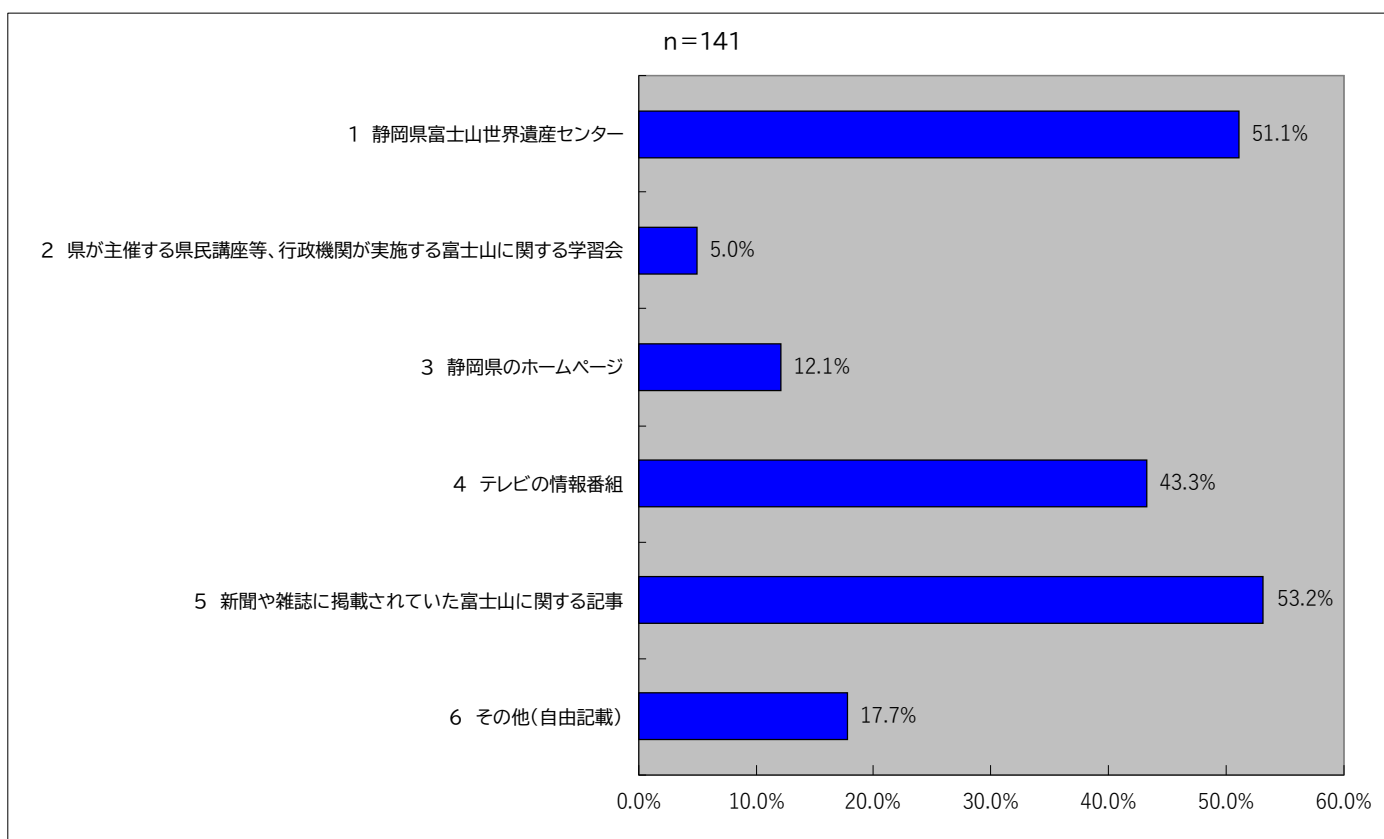
問1-2 問1で選択肢1を選択された方に伺います。富士山が世界文化遺産であることを知ったきっかけは何ですか。(複数回答可)



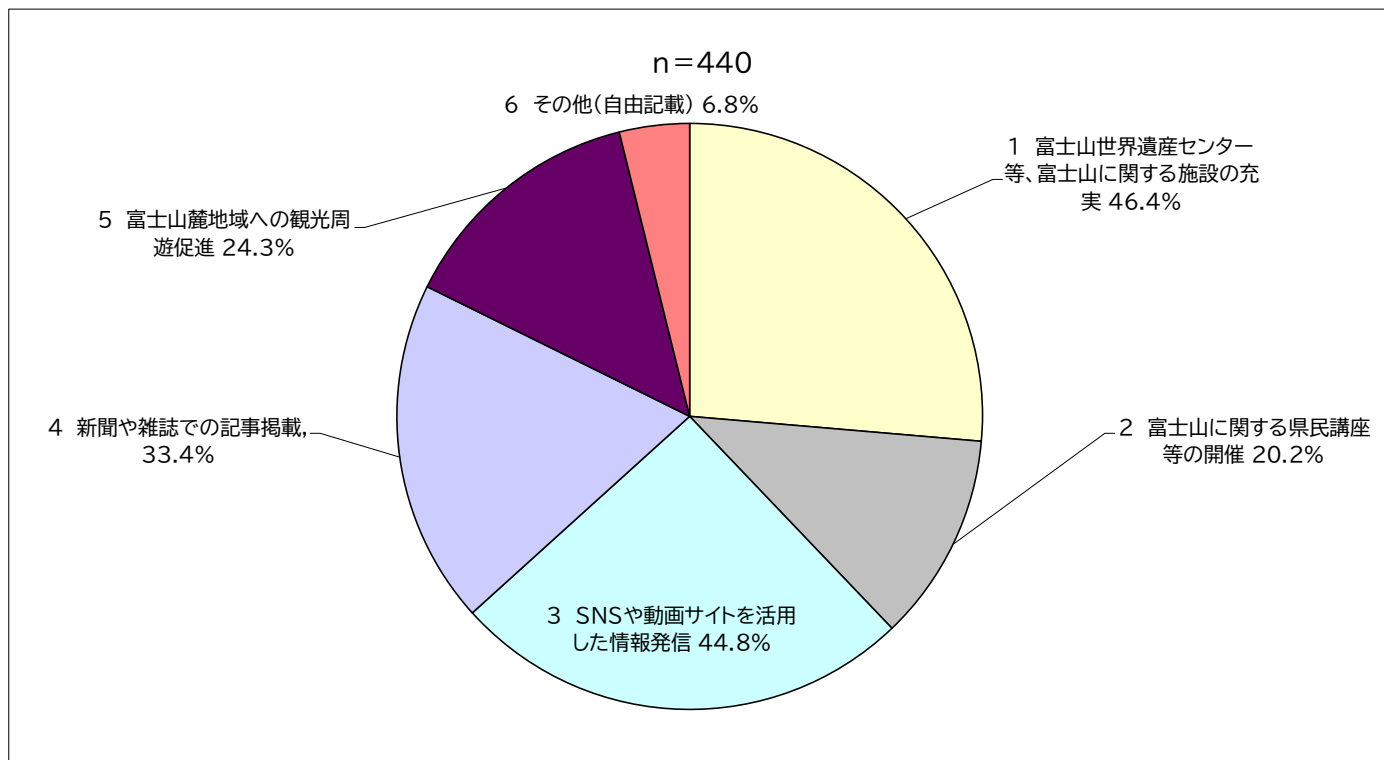
問2 富士山は、「信仰の対象」と「芸術の源泉」という2つの顕著な普遍的価値が認められ、世界文化遺産に登録されました。あなたは、富士山の「信仰の対象」と「芸術の源泉」という2つの顕著な普遍的価値について学んだことがありますか。(回答数は1つ)



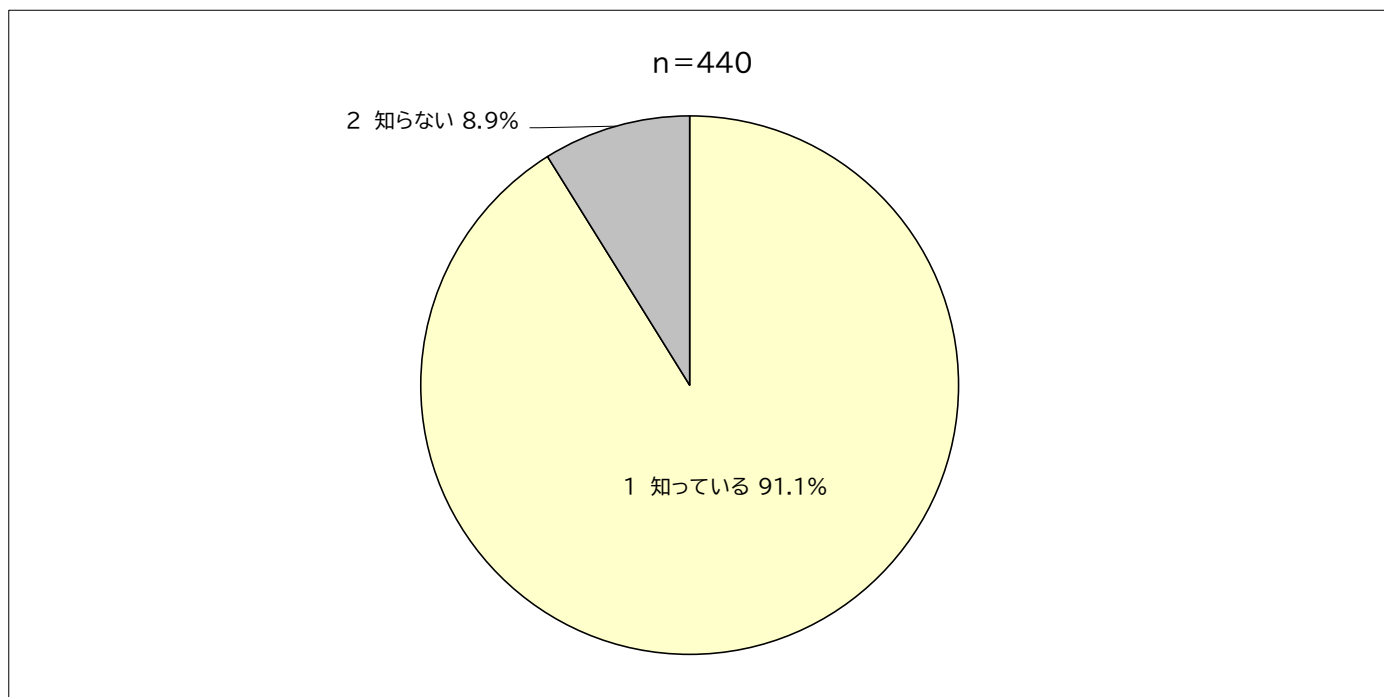
問2-2 問2で選択肢1を選択された方に伺います。富士山の「信仰の対象」と「芸術の源泉」という2つの顕著な普遍的価値について学んだことがある場合はどこですか。(複数回答可)



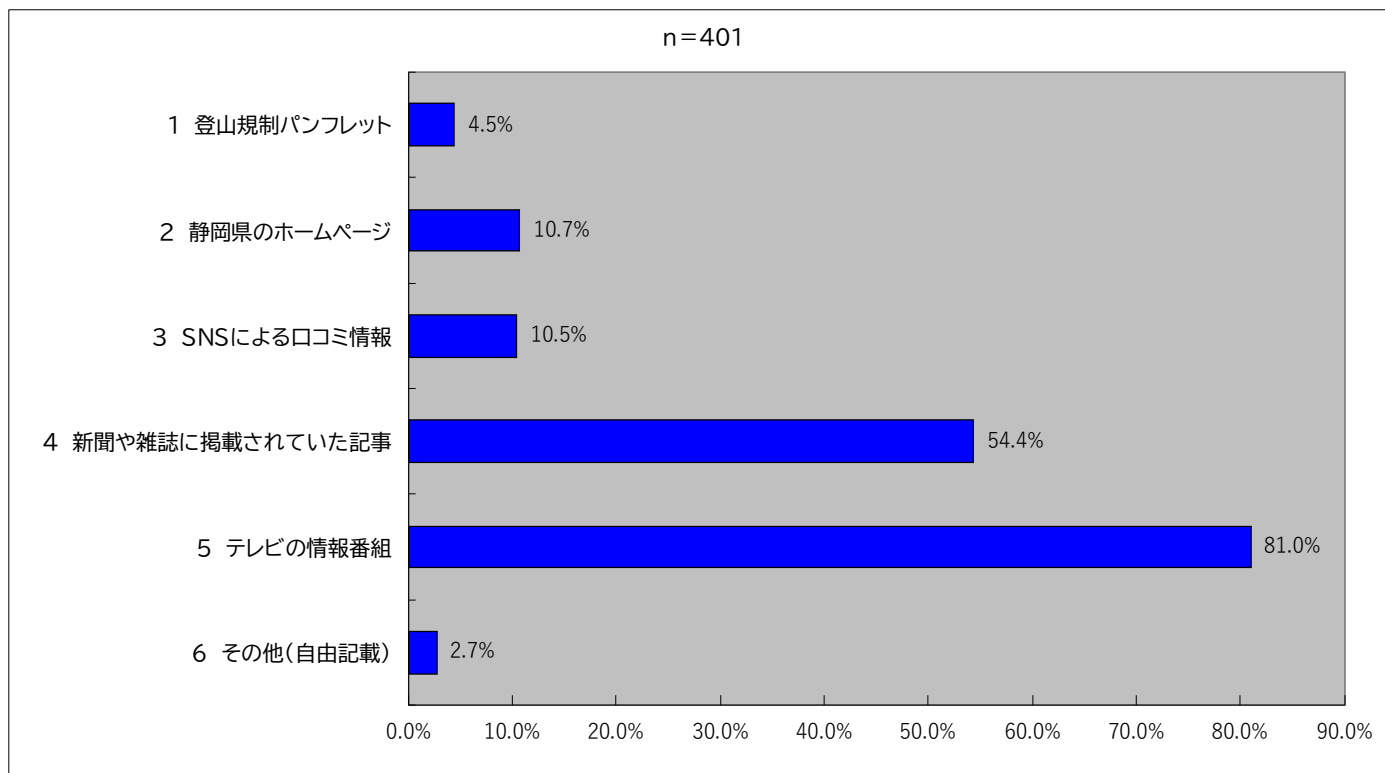
問3 富士山の顕著な普遍的価値を広く知ってもらい、次世代に引継いでいくためには、何が効果的であると考えますか。(回答数は2つまで)



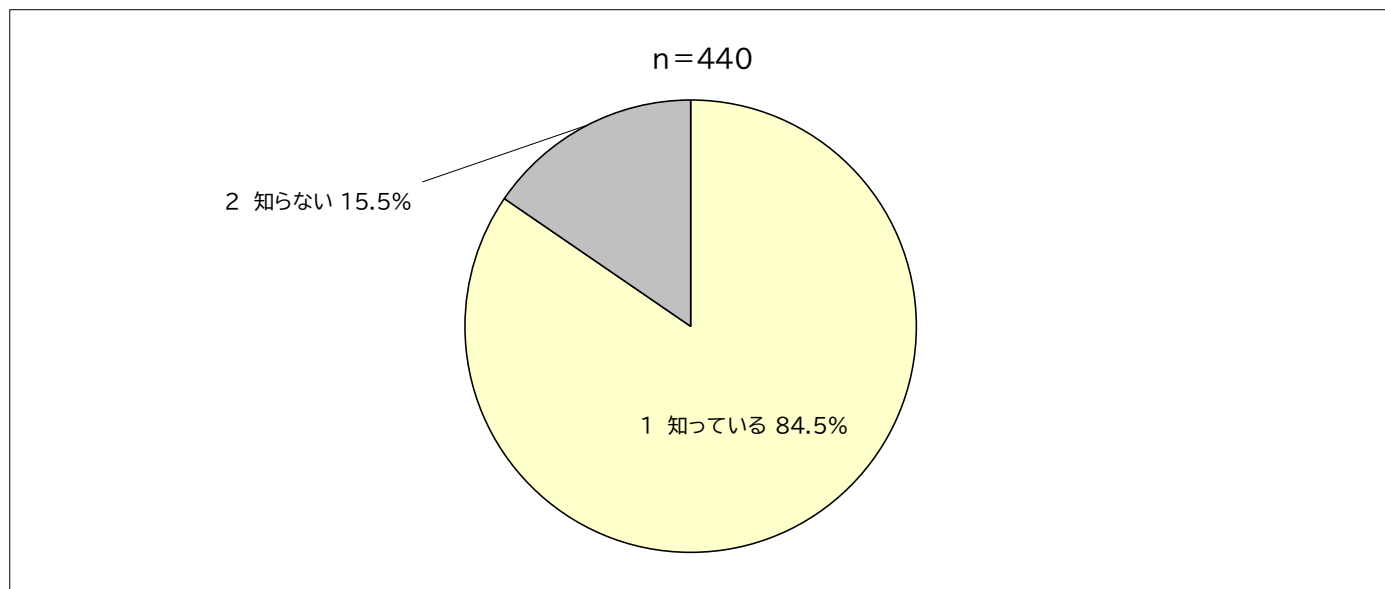
問4 今夏から、静岡県側でも富士山の登山規制(入山料の納付、事前学習の修了、夜間に入山する場合の山小屋宿泊)を実施することになりました。あなたは、富士山で登山規制が実施されていることを知っていますか。(回答数は1つ)



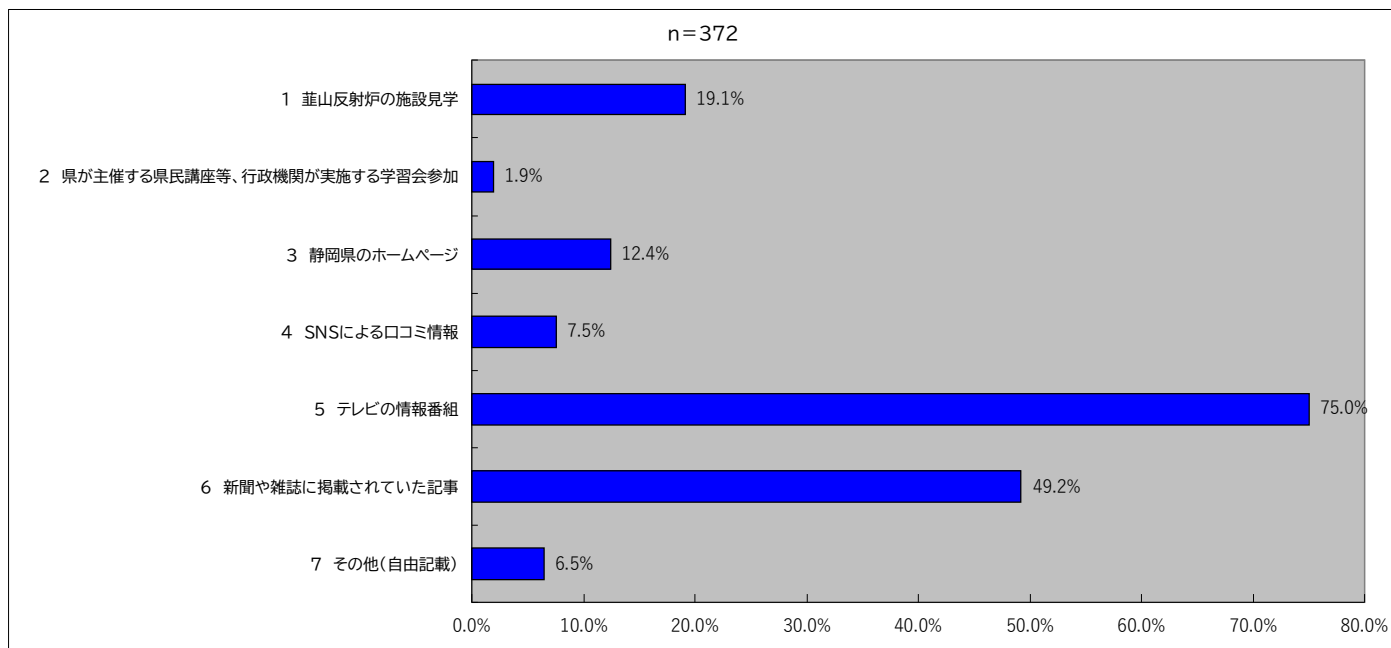
問4-2 問4で選択肢1を選択された方に伺います。今夏から富士山で登山規制が実施されていることを知ったきっかけはなんですか。(複数回答可)



問5 韮山反射炉は平成 27 年に「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産として世界文化遺産に登録されました。韮山反射炉が世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産であることを知っていますか。(回答数は1つ)



問5-2 問5で選択肢1を選択された方に伺います。韮山反射炉が世界文化遺産の構成資産であることを知ったきっかけは何ですか。(複数回答可)



担当課 静岡県スポーツ・文化観光部富士山世界遺産課

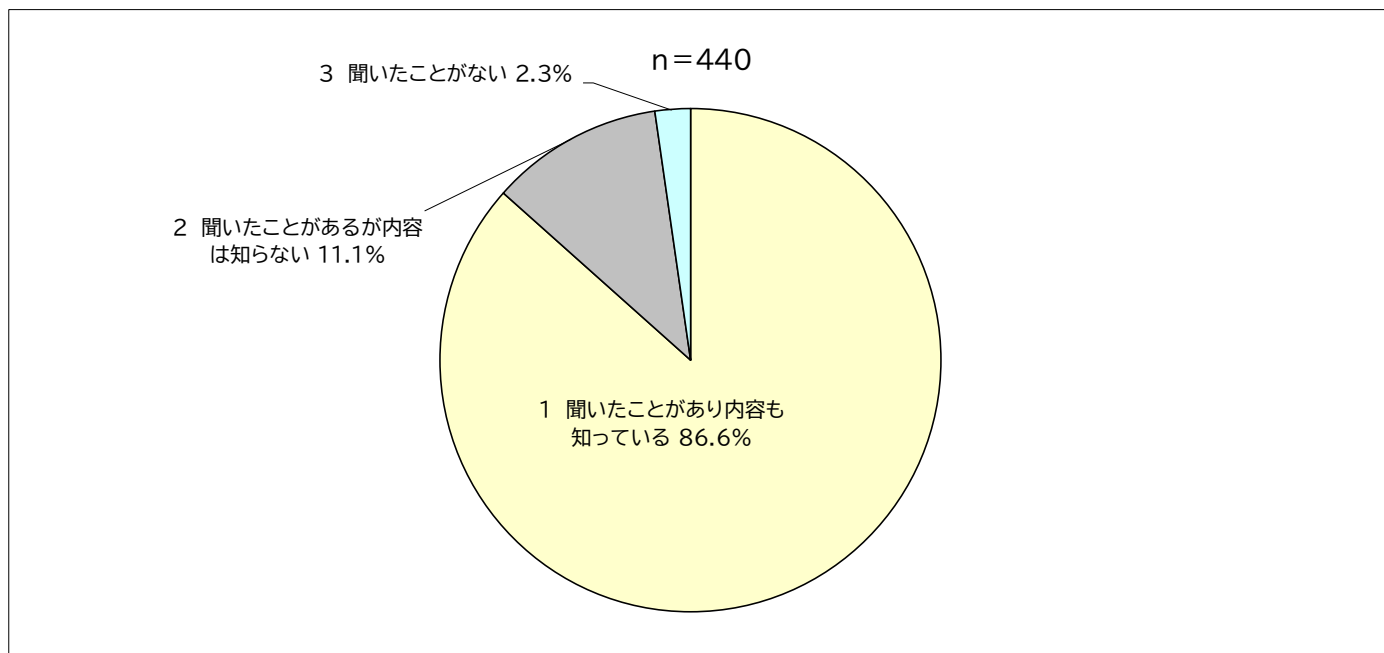
電話番号 054-221-3746

FAX 番号 054-221-3757

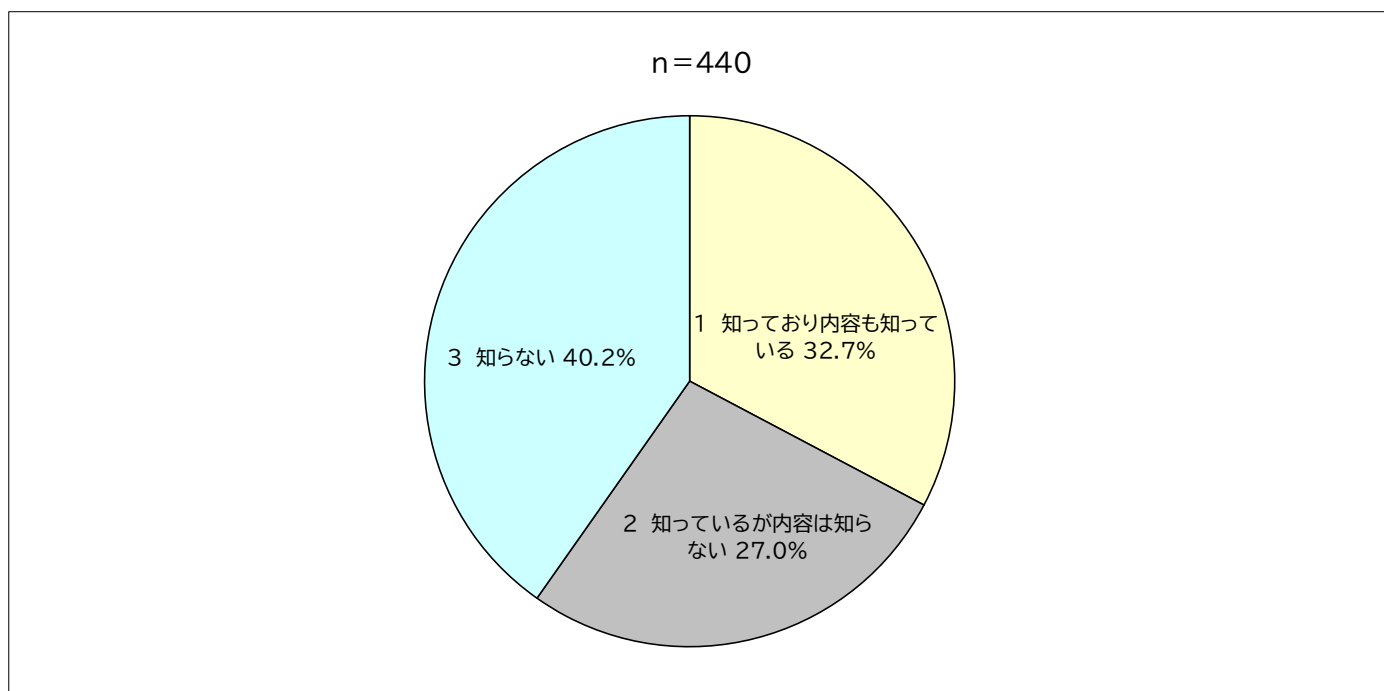
メールアドレス sekai@pref.shizuoka.lg.jp

○「ヤングケアラー」に関する意識調査

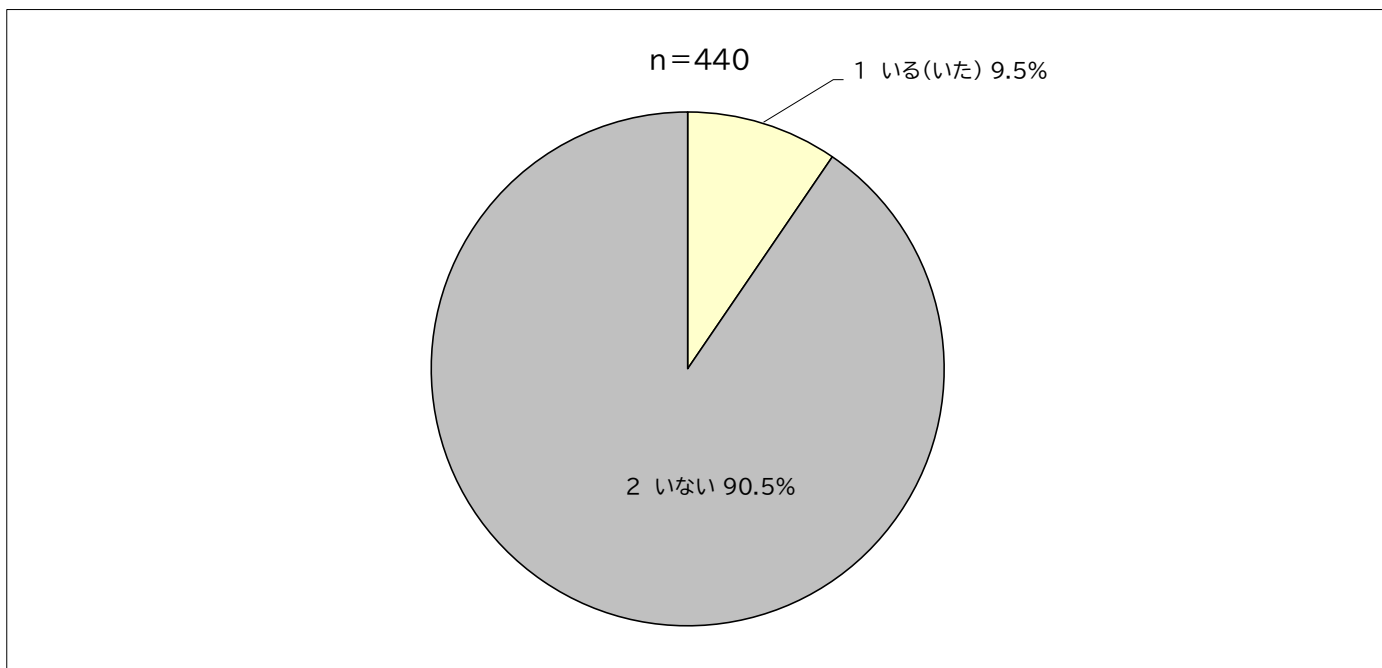
問1 あなたは「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがありますか。(回答数は1つ)



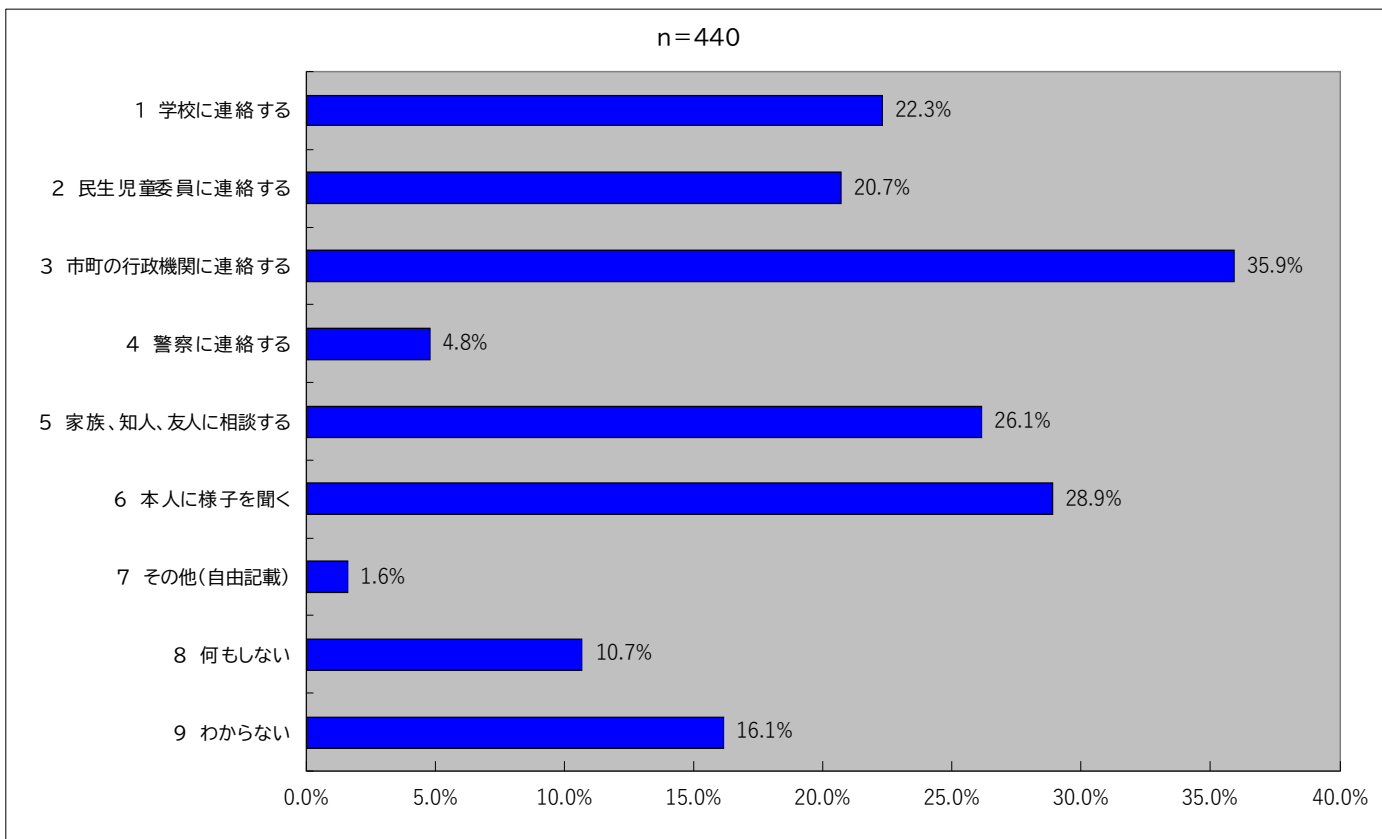
問2 令和6年6月「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、ヤングケアラーが「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされ、対象者もおおむね 30 歳未満(状況に応じて 40 歳未満の若者)と新たに定義されましたが、知っていましたか。(回答数は1つ)



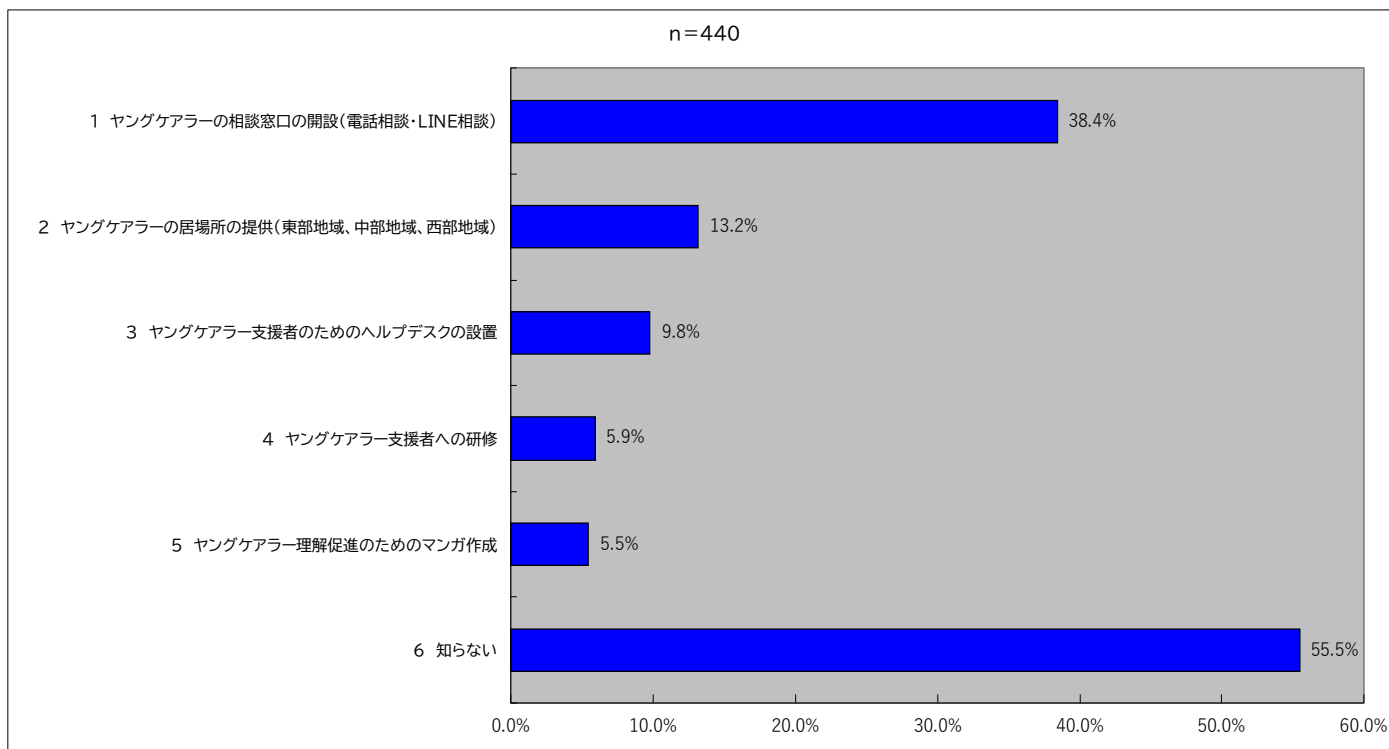
問3 知り合いや近所の方に「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者がいますか。(回答数は1つ)



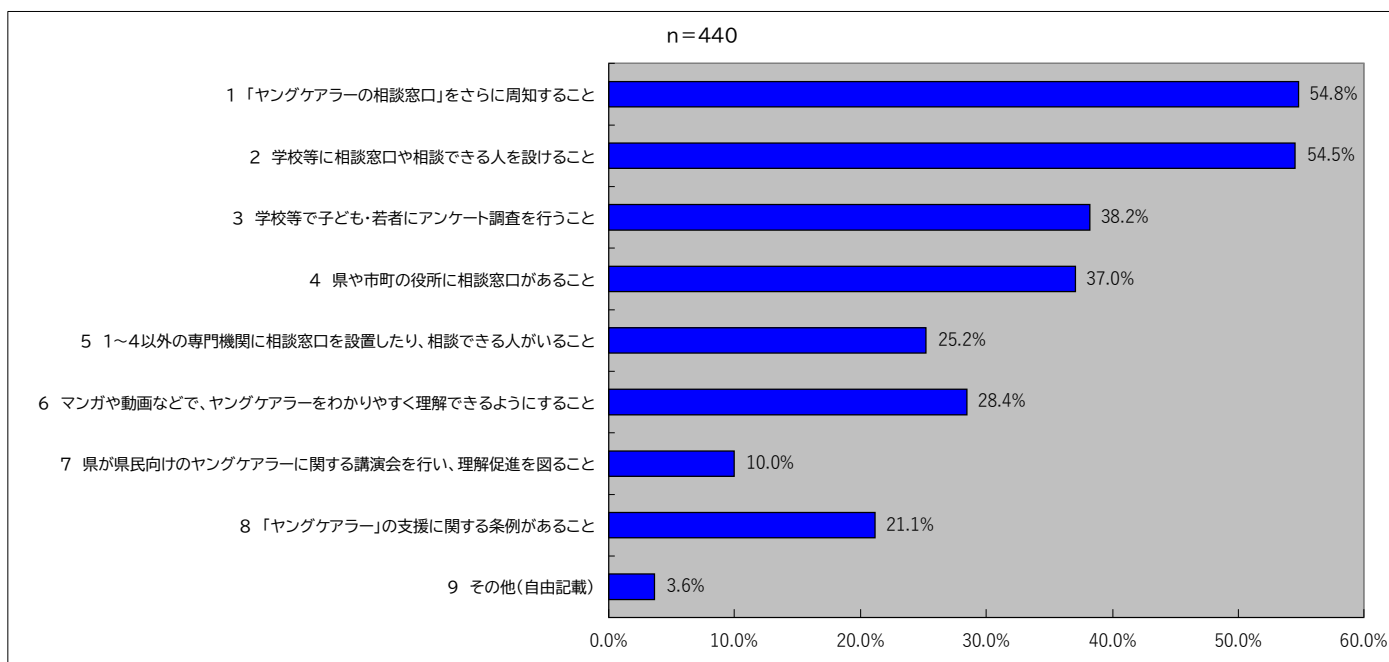
問4 仮に身の回りに「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者がいた場合、どのような対応をしますか。(複数回答可)



問5 「ヤングケアラー」に対する支援として、県は以下のような支援を行っていますが、見たり聞いたりしたことはありますか。(複数回答可)



問6 「ヤングケアラー」と思われる子ども・若者がいる場合、どのような仕組みや取組があると相談しやすい環境づくりにつながるとお考えですか。(複数回答可)



問7 ヤングケアラーについて、ご意見等がありましたら、ご自由にお書きください。(500字以内)

担当課名 健康福祉部子ども若者局子ども家庭課

電話番号 054-221-2922

FAX 番号 054-221-3521

メールアドレス kokatei@pref.shizuoka.lg.jp